

中央小学校いじめ防止基本方針

太田市立中央小学校

平成26年3月策定

令和7年4月改訂

第1 目的

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識をもち全職員が、いじめの未然防止・早期発見等に全力で取り組んでいく。

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との情報共有や連携協力に努める。

そのため「中央小学校いじめ防止基本方針」に基づき、全校一致の協力体制で、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、社会総がかりでいじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処に取り組む。

第2 学校の実態把握

- ①朝の健康観察による日々の児童の実態を把握する。
- ②授業中はもちろん学校生活全般(休み時間や給食の時間、清掃時など)の中で、児童個々の問題的な言動を捉えるようにし、実態を把握する。
- ③帰りの会では、心身の苦痛を感じたままでいる児童がいないか観察する。
- ④月に1度行う「生活アンケート」だけでなく、個人面談や「学校評価アンケート」で実態の把握に努める。

第3 いじめ防止の取組（未然防止）

1 授業改善に関する取組

- ねらいの達成に向けて、すべての児童が活動や発言を通して活躍する、児童中心のわかる授業を行うことを通して、充実感や満足感を味わいながら学力を身に付ける。
- 授業の中に、自分の考えを説明したり相手の考えを聴いたりする活動を設定することを通して、相手がわかるように筋道立てて説明するコミュニケーション能力や互いのよさや違いを認め合おうとする態度を養う。
- ルールに基づいて学習や生活をするを通して基本的な学習習慣や生活習慣を形成するとともに、規律正しい態度を育成する。
- 教師は一人一人のよさや伸びをとらえ称賛するなど、児童を大切に、自己肯定感を高めるようなかわり方をする。
- 理解が不十分な児童については、休み時間や放課後等を利用して個別指導を行うことを通して、基礎的・基本的な内容についての理解・習熟を図る。

- 校内研修で、互いの授業を参観し合うことを通して、指導方法、児童へのかかわり方、学習習慣等を学び合う。

2 児童の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的にした取組

- 全校集会において、望ましい友人関係の形成、集団づくり、人権尊重等にかかわる講話を行う。
- 朝行事に縦割り活動を設定し、1～6年生がともにレクリエーション等の活動することを通して、思いやりの気持ちや協力しようとする態度を養う。
- 友達のよいところを見つけ、それを帰りの会等に発表し、互いのよさを認め合おうとする態度を養う。
- 友達に「ありがとう」等の感謝の言葉を伝えたり、人権について考え標語として書いたりすることを通して、自尊感情や他尊感情など、人権感覚を高めていく。

3 いじめに関する学習での取組

- 道徳の時間において、思いやり、友情、生命の尊重等、人間関係の課題に関わる内容を考えることを通して、自己の生き方についての考えを深める。
- 学級活動において、人間関係の問題を取り上げ、いじめの未然防止、及び解決の方法等について話し合い、いじめをなくしていこうとする実践的な態度を育成する。
- 12月の人権週間において人権課題に関わる道徳の授業を実践するとともに、1・2年で「ありがとうの木」としてカードに感謝の言葉を掲示したり、3～6年で「人権標語」を短冊に書き、掲示したりする。

4 いじめをなくすための児童会の取組

- 児童会本部が中心となって、全校集会において「いじめ防止スローガン」を提示するとともに、いじめ防止ポスターを作成し、校内に掲示する。
- 児童会本部が中心となって、互いにあいさつを交わし、望ましい人間関係をつくっていこうとする態度を養う。
- いじめ防止フォーラムや太田市いじめ防止こども会議で得られた情報を活用し、いじめ防止集会等でのさらなる啓発を促す。

5 保護者や地域に対する啓発の取組

- 学校通信やブログを活用して、いじめ防止基本方針を伝えるとともに、家庭での児童の些細な変化について学校へ連絡するよう依頼をする。
- 学校評議員会において、いじめ防止基本方針を伝えるとともに、児童の気になる言動について情報共有を依頼する。

第4 早期発見の取組

1 児童の些細な変化に気付く取組

- 朝の会の出欠確認の際に、一人一人の顔を見て声を聞く。
- 休み時間等に児童の様子を見守る。
- あいさつ、声かけを行い、児童の表情や声などの変化を見取る。

- 毎月、いじめに関するアンケート調査を行う。
- 連絡帳や家庭訪問、教育相談等を活用して保護者との連携を密にし、情報を把握する。
- 児童との雑談や個別面談等を活用して、情報を把握する。
- 保健室や図書室を利用する児童との会話の中で、児童の様子に目を配るとともに、いつもと様子が違う場合は機会と捉えて悩みを聞く。
- 相談ボックスを設置するとともに、児童の悩みを随時聞くことのできる体制をつくる。
- ＳＣを活用し、保護者を対象とした定期的な教育相談日を設定する。

2 気付いた情報を確実に共有する取組

- 些細な変化等の気付いた情報は、速やかに担任・学年主任に伝える。
- 連絡を受け次第、児童から事情を聞く。
- 定期または緊急のいじめ対策委員会において、いじめの状況、及びこれまでの対応について報告するとともに、今後の対応について話し合う。
- 月１回の運営委員会、職員会議において、運営委員、及び全教職員間でいじめの状況、対応策について共通理解を図る。

3 情報に基づき、速やかに対応する取組

- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
 - ・いじめられた児童や、いじめた児童への対応
 - ・保護者への対応
 - ・教育委員会や関係機関等との連携
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに太田警察署、市教育委員会に通報し、適切な援助を求める。

第５ いじめに対する措置

1 いじめの発見から解決までの指導の流れ

（１）情報を集める

- いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止め、職員室の教員に連絡をする。暴力を伴う場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。
- 児童や保護者から「いじめではないか」との訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その結果を管理職に速やかに報告する。
- 発見・通報を受けた場合は、複数の職員で速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行い、その結果を速やかに管理職に報告する。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- 得られた情報は確実に記録に残す。

（２）指導・支援体制を組む

- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
 - ・いじめられた児童や、いじめた児童への対応
 - ・保護者への対応

・「いじめ一報制」による教育委員会への報告や関係機関等との連携

- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに太田警察署、市教育委員会に通報し、適切な援助を求める。
- 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加える。

2 いじめの被害者、その保護者への支援

(1) いじめの被害者への支援

- いじめられた児童やいじめを知らせにきた児童の安全を確保するとともに、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめられている児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、児童に寄り添える体制をつくる。
- 単に謝罪をもって安易に解消とはしない。少なくとも3ヶ月いじめに係る行為が止んでいる、被害児童が心身に苦痛を感じていない、の2つの案件を満たして「解消している」と判断する。

(2) いじめの被害者の保護者への支援

- 家庭訪問等により、その日のうちに保護者に迅速に事実関係を伝えとともに、学校と家庭の連携方法について話し合う。
- いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できるだけ保護者の不安を除去する。

3 加害児童、その保護者への支援

(1) 加害児童への支援

- いじめた児童に対して、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。その際、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。

(2) 加害児童の保護者への支援

- 家庭訪問等により、保護者に迅速に事実関係を伝え、保護者の理解や納得を得る。
- 学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

4 いじめを見ていた児童への働きかけ

- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童に対して、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級全体でいじめについて話し合い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。

5 関係機関との連携

- いじめた児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合は、太田市教育委員会、太田警察署生活安全課、東部児童相談所等と連携して対応する体制をつくる。

第6 いじめ防止対策の組織

1 目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、及びいじめの対処等に関する実効的な措置をいじめ対策委員会が中核となって組織的に行えるようにする。

2 組織の構成

(1) いじめ対策委員会 … 常設の組織

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・学年代表・養護教諭・相談指導室担当

(2) いじめ対策緊急委員会 … いじめの疑いに係る緊急の情報があった場合の組織

(1) に以下の教職員を加える。

当該児童の学年主任・学級担任・スクールカウンセラー

(3) 拡大いじめ対策緊急委員会 … 重大事態の場合の組織

(1)(2) に以下の関係機関職員を加える。

太田市教育委員会・東部児童相談所・太田警察署生活安全課・学校医

3 役割と対応

(1) 未然防止の推進などいじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

○いじめ防止に関わる取組の実施・記録・振り返りを行う。

○実施状況、及び今後の取組予定を確認する。

(2) 教職員の共通理解と意識啓発

○年度当初にいじめ防止基本方針を全教職員に説明するとともに、毎学期「校内いじめ問題対策委員会」を開催し意識啓発を図る。

(3) 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

○いじめ防止基本方針を児童に説明する。(全校集会・学級活動)

○いじめ防止基本方針を保護者に説明する。(学校通信・学校ブログ)

○いじめ防止基本方針を地域に説明する。(学校評議員会)

(4) いじめやいじめの疑われる行為を発見した場合の集約

○児童の変化に関する記録を行う。

○児童の変化に関する記録を集約・整理する。

(5) 発見されたいじめ事案への対応

○児童・保護者等から事情を確認する。

○児童・保護者等からの事情を集約・整理する。

○対応方針を決定する。

○対応方針に基づいて役割分担をする。

○職員へ情報提供をする。

第7 重大事態への対処

1 重大事態の認識と対処

(1) 重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 被害児童の保護

- 被害児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教職員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害児童の情報共有を一日複数回実施する。また被害児童が帰宅した後も教職員が保護者に連絡し、様子を観察するなど、積極的に状況の把握に努める。
- スクールカウンセラー（SC）と教職員との情報共有の徹底を図るとともに、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、被害児童の保護者についても、大きな不安やストレスを感じていることが想定されることから、保護者の心のケアを行うためスクールカウンセラーを積極的に活用する。
- スクールソーシャルワーカー（SSW）や市町村福祉担当職員と連携し、福祉的な視点から被害児童の家庭状況を把握する。また、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して被害児童とその家庭を支援する。
- いじめが原因で不登校になっている被害児童の適応教室への通級や、被害児童の状況に応じた別室登校の実施など、緊急避難措置を検討・実施する。

(3) 加害児童への対応

- 被害児童が安心して学校で学習できる環境を確保するため、場合によっては加害児童の別室指導を検討する。なお別室指導の実施にあたっては、事前に教育委員会と十分協議する。
- 加害児童の行為が暴行や金銭の強要など犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合には、被害児童を守るとともに、被害の防止を拡大するため、速やかに警察に相談・通報をする。また、警察への通報等の学校の考え方について、年度当初のPTA総会等で十分説明し、共通理解を図っておく。
- 加害児童の指導を継続的に行っても改善が見られず、他の児童の学習の妨げになる場合には、教育委員会との連携の下、校長による訓告（校長による厳重注意等）を検討する。また、懲戒を行ったにも関わらず改善が見られない場合には、教育委員会によって、出席停止にすることを検討する。
- 加害行為の背景には、例えば、当該児童が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷などが原因になっている場合もあるので、必要に応じて、加害児童のケアにも努める。また、重大事案に至るケースにおいては、加害児童の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあるので、スクールカウンセラー等を活用して保護者のケアにも努める。

(4) 関係機関との連携

- いじめの原因の一つとして、児童の家庭に児童虐待等がある場合があるので、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、児童に精神疾患等が認められる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。
- 群馬県こころの健康センターの活用を図る。

※群馬県こころの健康センター 住所 前橋市野中町 3 6 8
電話 (027) 263-1166
FAX (027) 261-9912

2 重大事態の発生報告

教育委員会・関係機関との連携

- 重大事態が発生した場合、教育委員会に速やかに報告し、指導主事の派遣を要請したり県教育委員会配属のスクールカウンセラー・スーパーバイザー等の活用を図ったりして、教育委員会と一体となって対応する。

3 調査組織の設置

- 原則として学校が主体となり、いじめ対策委員会に、第三者と教育委員会担当を加える体制とする。
- 第三者は、弁護士、精神科医、学校経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであり、教育委員会が選定し学校に派遣する。

4 被害児童・保護者等に対する調査方針の説明等

- 調査実施前に被害児童・保護者と加害児童・保護者、教職員に対して、次の①～⑥の事項について説明するとともに、調査に関する意見を適切に聴き取る。
 - ①調査の目的・目標 ②調査主体 ③調査時期・期間 ④調査事項・調査対象
 - ⑤調査方法 ⑥調査結果の提供

5 調査の実施・報告書作成

- 被害児童・保護者、他の在籍する児童生徒、教職員に対して、アンケート調査や聞き取り調査等を行い、いじめの事実関係を把握する。
- 被害児童・保護者等には調査経過の報告を随時行う。
- 事実関係調査結果・対応結果・再発防止等をまとめた報告書を作成する。

6 調査結果の報告・説明

- 重大事態の調査結果を示された教育委員会及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、市長に対して報告・説明する。
- 事前に説明した方針に沿って、被害児童・保護者に調査結果を説明する。
- 加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施する。

令和 8 年度 いじめ防止対策年間指導計画

月	教職員等の活動	児童の活動	保護者への啓発
4月	【いじめ対策委員会】【校内研修】 ・ いじめ防止基本方針の確認 【校長】いじめ防止講話（全校集会） 【校内研修】・いじめ問題対策研修会 【担任】「生活アンケート」の実施・集計・個人面談	・ 学級開き（ルールづくり） ・ 一斉下校 【児童会】 ・ 校外児童会（通学班編制の確認） ・ 1年生を迎える会	・ P T A 総会（紙面開催） ・ 教育相談
5月	【いじめ対策委員会】 ・ 児童や学級についての情報交換、共通理解 ・ いじめ防止強化月間の活動について 【担任】「生活アンケート」の実施・集計・個人面談 【学校評議員会①】 ・ いじめ防止対策についての説明・支援要請	・ いじめや友達について考える（学級活動・道徳） ・ 人権の花 栽培	・ 学校通信 ・ 授業参観 ・ いじめ防止基本方針改訂版をアップ
6月	【いじめ対策委員会】 ・ 児童や学級についての情報交換、共通理解 【担任】「生活アンケート」の実施・集計・個人面談	・ いじめや友達について考える（学級活動・道徳） ・ フラワーロード整備（5年）	
7月	【いじめ対策委員会】 ・ 児童や学級についての情報交換、共通理解 【担任】「生活アンケート」の実施・集計・個人面談	・ SOSの出し方教室（5・6年） ・ 夏休みの過ごし方	・ 教育相談（夏季休業中）
8月		・ 人権ポスター作成（夏期休業中） 【児童会】 ・ いじめ防止フォーラム参加	
9月	【いじめ対策委員会】 ・ 児童や学級についての情報交換、共通理解 【担任】「生活アンケート」の実施・集計・個人面談 【校内研修】・いじめ問題対策研修会	・ 一斉下校	
10月	【いじめ対策委員会】 ・ 児童や学級についての情報交換、共通理解 【担任】「生活アンケート」の実施・集計 【学校評議員会②】 ・ いじめについての現状報告・支援要請	・ いじめや友達について考える（学級活動・道徳） ・ 運動会スローガン作成	・ 学校公開、学年学級懇談会
11月	【いじめ対策委員会】 ・ 児童や学級についての情報交換、共通理解 ・ 人権集中学習についての計画 ・ 「いじめ防止強化月間」についての活動画作成 【担任】「生活アンケート」の実施・集計・個人面談	・ いじめや友達について考える（学級活動・道徳） ・ フラワーロード整備（6年） ・ 人権標語作成（5.6年）	・ 運動会への協力
12月	【いじめ対策委員会】 ・ 児童や学級についての情報交換、共通理解 ・ いじめ防止強化月間の活動について 【担任】「生活アンケート」の実施・集計・個人面談 ・ 「学校評価アンケート」の実施・集計・活用	・ 「学校評価アンケート」の実施 ・ 人権集中学習、人権集会 ・ 「ありがとうの木」作成・掲示（1、2年） ・ 人権標語作成・掲示（3～6年） ・ 冬休みの過ごし方	・ 「学校評価アンケート」の実施
1月	【いじめ対策委員会】 ・ 児童や学級についての情報交換、共通理解 【担任】「生活アンケート」の実施・集計・個人面談 【校内研修】・いじめ問題対策研修会	・ インターネット安全教室（5年） 【児童会】 ・ 太田市いじめ防止こども会議参加 ・ いじめ防止スローガンの紹介 ・ いじめ防止に向けて（児童集会） ・ いじめや友達について考える。（学級活動・道徳）	・ 「学校評価アンケート」の結果を学校通信・ブログで知らせる。
2月 3月	【いじめ対策委員会】 ・ 児童や学級についての情報交換、共通理解 ・ いじめ防止基本方針の確認・見直し 【担任】「生活アンケート」の実施・集計・個人面談 【学校評議員会③】 ・ 1年間の様子について 報告・支援要請	・ 春休みの過ごし方 ・ 卒業式（学校全体の成長を見取る） ・ 一斉下校 【児童会】 ・ 6年生を送る会（感謝・意欲） ・ 校外児童会（新年度の通学班編制） ・ いじめや友達について考える（学級活動・道徳）	・ 授業参観、学年学級懇談会
通年	【職員会議】 ・ 児童や学級についての情報交換、共通理解 【いじめ対策緊急委員会】 ・ いじめの緊急事案に対しての対応を図る。	・ 縦割り活動	・ 学校通信、学年通信の発行